

議会の招集と会期中における議会活動について

議会の招集は市長により行われ（地方自治法第101条第1項）、議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集しなければなりません。（飯塚市議会会議規則第1条）

議会の招集権は市長に専属していますが、いったん招集されたあとは議会の自主性により活動します。（地方自治法第102条第7項）

議会は招集により、招集日の午前零時から活動能力を持ち、一定期間が経過して閉会となりますが、法律上活動できる期間が会期です。議会が会期を決定するということは、活動期間の終期を定めることを言います。

このことから、会期中は、休会と定められた日を除き、議会はいつでも活動できる状態にあると言えますので、当初の会期日程案において会議の開催予定のない予備日においても、議長が本会議を開く、もしくは委員長が委員会を開くと決定したときは、議員または委員は会議に出席する義務があります。

議員または委員は、会議に出席できない場合には、その理由を付け、欠席届を提出することとなっていますが（飯塚市議会会議規則第2条）、その欠席理由が正当でないと判断され、議会の議決により懲罰を科される場合もあります。（地方自治法第137条ほか）

《参考》

◆地方自治法

第101条① 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。

第102条⑦ 普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

第137条 普通地方公共団体の議会の議員が正当な理由がなくて招集に応じないため、又は正当な理由がなくて会議に欠席したため、議長が、特に招状を発しても、なお故なく出席しない者は、議長において、議会の議決を経て、これに懲罰を科することができる。

◆飯塚市議会会議規則

（参集）

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨議長に通告しなければならない。

（欠席の届出）

第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。